

**竜串の自然と共生した地域づくり協議会
たつくし☆ネットワーク活動実施要綱**

(名称)

第1条 このネットワークグループの名称は、『竜串の自然と共生した地域づくり協議会 たつくし☆ネットワーク』（以下、たつくし☆ネットワーク）とする。

(目的)

第2条 たつくし☆ネットワークは、竜串自然再生全体構想の目標につながる地域活動を行う多様な主体が、幅広いネットワークを通じて互いの取組を共有し、協力し合うことを目的とする。

(活動)

第3条 たつくし☆ネットワークは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 竜串自然再生につながる森川里海における事業、活動等
- (2) 竜串自然再生につながる地域活動の推進
- (3) 竜串自然再生につながる地域活動を行う団体、個人等の交流の推進
- (4) その他必要な事項

(構成)

第4条 たつくし☆ネットワークは、竜串自然再生全体構想の目標に関心を有する有志の者で構成する。

2 構成員の任期は2年とし、竜串の自然と共生した地域づくり協議会の任期期間と同じとする。

3 構成員の募集は、竜串の自然と共生した地域づくり協議会委員の募集と併せて行うものとし、任期中の加入も妨げない。

4 構成員の退会・登録は、運営事務局に連絡の上行うものとする。

(運営事務局)

第5条 たつくし☆ネットワークの活動を円滑に進めるため、運営事務局を設ける。

2 運営事務局は、竜串の自然と共生した地域づくり協議会運営事務局が兼務する。

(会議の招集)

第7条 会議は、竜串の自然と共生した地域づくり協議会開催時のほか、竜串の自然と共生した地域づくり協議会の会長が必要と認める時に運営事務局が招集する。

附則 この設置要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この設置要綱は、平成 29 年 5 月 3 1 日から施行する。